

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表する。

平成30年12月14日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

1. 監査対象 教育総務課の平成30年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成30年10月16日から平成30年10月31日まで

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 学校施設の使用許可に関して、使用料が前納になっていないものがあつたため、学校と連携して使用者に周知するなど、学校施設使用条例に基づく適正な事務処理に努めること。	1. 学校施設の使用許可に関して、前納となっていなかった使用者に教育総務課から周知し、学校にも注意喚起を行いました。今後も適正な事務処理に努めます。